

鳥取県国史跡等発掘調査支援業務指名競争入札指名業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県教育委員会が実施する鳥取県内の国、県及び市町村史跡・登録記念物に指定等されている遺跡（以下「国史跡等」という。）の保存・活用及び調査研究を目的とした学術的な発掘調査（以下「保存・活用のための発掘調査」という。）に係る労務提供、労務管理、測量等記録作業などの支援業務（以下「発掘調査支援業務」という。）を「民間調査組織」（「発掘調査における民間調査組織の取扱い基準」（平成27年1月21日付第201400158478号鳥取県教育委員会教育長通知）において規定）に指名競争入札に付する場合において指名する業者（以下「指名業者」という。）の選定について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）で使用する用語の例による。

(指名業者の選定の区分)

第3条 発注機関は、平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が各種調査委託「遺跡調査」に登録されている者（以下「有資格者」という。）の中から、指名業者を選定するものとする。

(指名業者の選定方法)

第4条 国史跡等は、わが国及び地域の歴史を正しく理解する上で欠かすことのできない文化財であり、保存・活用のための発掘調査を実施するにあたって発掘調査支援業務を民間調査組織に委託する必要がある場合、発注機関は有資格者の中から別表に定める条件を具備する者を指名業者として選定するものとする。

(選定基準)

第5条 指名業者は、第4条に掲げる条件を満たす者をすべて選定するものとする。

(不指名)

第6条 発注機関は、入札規則第35条の規定に基づき、測量等業務を含む入札参加制限者を指名業者を選定してはならない。ただし、同条の規定に基づく入札参加制限が行なわれるまでの間は、当該入札制限の対象となる者を指名業者を選定することができる。

2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者を選定しないことができる。

(1) 県から受託した発掘調査支援業務の評価（「発掘調査における民間調査組織の取扱い基準」14（1））において、全体評価で「やや不適切」、「不適切」の評価を受けるなど、業務処理の体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者

(2) 県から受託した発掘調査支援業務の処理が遅れている者

(3) 経営内容が著しく不健全であると認められる者

3 前条の規定に基づき指名業者を選定する場合で、応募者の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、当該指名業者のうち、同条第1項の規定により採点した合計点数の最も高い者以外の者は選定しない。

(1) 応募者の社長、取締役等が当該測量等業務の他の応募者の議決権（会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。）を保有しているとき。

(2) 応募者の社長、取締役等と他の応募者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。

(3) 応募者の取締役（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下この項において同じ。）が当該測量等業務の他の応募者の取締役を兼ねているとき。

(4) 応募者の取締役と当該測量等業務の他の応募者の取締役が同一の会社の取締役を兼ねているとき。

(5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合で発注機関が認めるものに該当するとき。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日以後に指名競争入札を行う発掘調査支援業務から適用する。

別表（第4条関係）

国史跡等発掘調査支援業指名業者に求められる条件

業種	要件
<p>各種調査委託 「遺跡調査」</p>	<p>次の要件をすべて満たす者</p> <p>①鳥取県内における発掘調査支援業務受託実績が3件以上ある者</p> <p>埋蔵文化財の地域的特性を十分に把握した上で業務に従事する必要があるため、本県における同種で同程度の規模であると認められる発掘調査支援業務を<u>適切に完了した実績が3件以上</u>あること。</p> <p>ただし、県から受託した発掘調査支援業務の評価（「発掘調査における民間調査組織の取扱い基準」14（1））において、全体評価または評価区分「発掘・整理」の複数項目で「やや不適切」、「不適切」の評価を受けた実績については、適切に完了したものとして認めない。また、共同企業体による受託実績については、代表者としての実績を対象とし、構成員としての実績は含めない。</p> <p>②鳥取県内に本・支店、営業所を有する者</p> <p>学術的な判断に基づく調査計画の変更等、調査期間中生じうる事案に速やかに対応可能な体制が必要となるため、鳥取県内に本・支店または営業所を有すること。</p>